

○三ヶ根山スカイライン保安上の供用制限

当社一般自動車道三ヶ根山スカイライン（供用区間自：愛知県西尾市東幡豆町入会山1番141（起点）至：愛知県蒲郡市金平町牛転49番1（終点））を通行する自動車についての保安上の供用制限は、次による。

1 自動車（人が乗車し、又は貨物が積載される場合にあつてはその状態）の長さ、幅、高さ、重量

長さ 12.0メートル以下

幅 2.5メートル以下

高さ 3.8メートル以下

重量 20.0トン以下

2 速度

(イ) 愛知県西尾市東幡豆町入会山1番141（起点）から、愛知県西尾市東幡豆町大境18の72まで

料程 3.16キロメートル

乗用自動車 40キロメートル／時

乗合型自動車 40キロメートル／時

貨物自動車 40キロメートル／時

(ロ) 愛知県西尾市東幡豆町大境18の72から愛知県蒲郡市金平町牛転49番1（終点）まで

料程 1.94キロメートル

乗用自動車 30キロメートル／時

乗合型自動車 30キロメートル／時

貨物自動車 30キロメートル／時

3 カタピラを有する自動車等の通行禁止

カタピラを有する自動車その他自動車道に損傷を与えるおそれのある構造を有する自動車は、通行を禁止する。